

受 理 番 号	件 名
陳情第18号	「調布市議会議員の政治倫理に関する規準等を定める規程」の見直しの検討を求める陳情
提 出 者 の 住 所 ・ 氏 名 ※非公開情報	
付 託 委 員 会	議会運営委員会

※原文のまま記載

(要旨)

近年、ハラスメントについての社会の目が厳しくなり、地方議会に関するハラスメント防止等に関する条例が制定されつつあります。

そのような中で、令和4年第3回定例会に陳情第72号「調布市議会に関するハラスメント防止条例の制定を求める陳情」が提出されましたが、既に「調布市議会議員の政治倫理に関する規準等を定める規程」が存在し、その第3条に「(2) 議員の権限又は地位を利用して、市の公正な業務執行を妨げる行為又は人権侵害と認められる行為をしないこと。」とあることからそれで十分であるなどの理由により不要であるとのことで、不採択になりました。

しかし、「調布市議会議員の政治倫理に関する規準等を定める規程」については、「審査の請求」についての第4条や「審査等」についての第5条は、議会内で完結するものであり、また、第5条は議長の裁量に依存しており、議員（議長や議会運営委員会の委員を含む）が関係するハラスメント、議員間のハラスメントや、議員から市職員や市民に対するハラスメントを公正中立に処理できるか疑問が残ります。

そこで、議会から独立した外部有識者等からなる組織で必要な措置を講ずるなどの見直しを検討することを求めます。

以上について陳情いたします。